

建築確認申請をされる建築主の皆様へ

～台東区生活安全条例～

台東区では、建築確認申請をされる建築主の皆様へ、犯罪に対する建物の安全な環境を確保するため、あらかじめ防犯設備等の設置について、所轄警察署との事前協議を指導しております。所轄警察署の生活安全課において、防犯対策上必要な設備に関する指導を受けてください。



台東区内所轄警察署
(担当係：各警察署生活安全課防犯係)

上野警察署	東上野4-2-4	TEL	(3847) 0110
下谷警察署	下谷3-15-9	TEL	(3872) 0110
浅草警察署	浅草4-47-1	TEL	(3871) 0110
蔵前警察署	蔵前1-3-24	TEL	(3864) 0110

届出に必要な様式や警察の管轄区域一覧等は下記のホームページからダウンロードできます。

台東区トップページ⇒暮らしのガイド⇒建築・まちづくり⇒建物を建てる時には
⇒建築確認の前に⇒台東区生活安全条例

東京都台東区生活安全条例第7条に基づく指導要領

(不特定かつ多数の建築物に伴う協議)

(目的)

第1条 この要領は、東京都台東区生活安全条例第7条に基づく指導を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議)

第2条 台東区に建築確認申請をしようとする建築主（事業主等を含む）は、あらかじめ防犯ビデオカメラ等安全な環境の確保に効果的な設備の設置等に関して、事前協議書（別紙第1号様式及び第2号様式）により所在地を管轄する警察署と事前に協議し、指導を受けるものとする。

(対照用途)

第3条 前条の事前協議を必要とする用途の建築物は、次の各号のとおりとする。

- 一、共同住宅で、階数が3以上又は15戸以上の住戸を有するもの
- 二、物品販売業を営む店舗で用途がデパート・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・ホームセンター等に利用するもの
- 三、ホテル・旅館等の宿泊施設を有するもの
- 四、不特定かつ多数の者が利用する遊技場・劇場・映画館・セレモニーホール等の用途に供するもの
- 五、商店街の屋根つきアーケードに面する建物

(対象とする防犯設備)

第4条 安全な環境の確保に効果的な設備及び位置は、別表1のとおりとする。ただし、他の位置において必要と思われ、効果的であると考えられる場合はその指導も含むものとする。

(添付書類)

第5条 第2条の事前協議書には、案内図及び平面図その他必要と思われる書類を添付するものとする。

(事前協議書の添付)

第6条 建築主（事業主）は、防犯指導後第2条の事前協議書の一部又は写しを建築確認申請書に添付するものとする。

(工事完了)

第7条 建築主（事業主等を含む）は、東京都台東区生活安全条例第7条の指導要項の設備が完了した場合、工事完了届（別紙第3号用紙）を所轄警察署に提出するものとする。この場合、建築基準法第7条第4項の工事完了検査を受けたものは、同法同条第5項に基づく検査済証の写しを添付するものとする。

付則 この要領は平成14年9月1日から施行する。

付則 この要領は令和4年10月1日から施行する。

別表1

位置	設備等	有無	位置	設備等	有無
エレベーター	①かご内ビデオカメラ	有・無	バルコニー	①縦樋・手摺り利用侵入防止構造	有・無
	②かご内非常通報ボタン	有・無		②窓錠付クレセント・補助錠	有・無
	③外部からかごの内見渡せる窓	有・無		③窓ガラスの材質は合わせガラス等	有・無
エレベーター・ホール	①見通しを確保する	有・無	共用玄関	①周囲からの見通しを確保	有・無
	②防犯ビデオカメラ	有・無		②オートロックシステム	有・無
	③照度20～50ルクス以上確保	有・無		③玄関人の顔確認照度50ルクス以上	有・無
窓	①面格子の設置等侵入防止	有・無	廊下	①廊下人の行動確認照度20ルクス以上	有・無
玄関扉	①材質・構造で破壊困難	有・無	自転車置場 ・駐車場	①周囲からの見通しを確保する	有・無
	②ピッキングに強い錠	有・無		②自転車チェーン用バーラック等盗難防止措置	有・無
	③補助錠	有・無		③人の行動確認照度3ルクス以上	有・無
	④ドアスコープ・ドアチェーン	有・無			

* 別表1の指導内容については、添付された図書に表示し、建物の完了時に確認できるようにする